

○国土交通省告示第千百五十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十六条第一項の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正欄後に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改正後

## 第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者(課税事業者(消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務がある事業者を免除される事業者を除く。)である場合に限る。第三から第五まで、第七、第八及び第九①において同じ。)が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に係る消費税等相当額を含む。)は、依頼者の方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額(当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。)又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいか多い価額とする。)を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・四
二百万円を超えて四百万円以下の金額	百分の四・三三
四百万円を超える金額	百分の三・二四

## 第七 空家等の売買又は交換の媒介における特例

(新設)

低廉な空家等(売買に係る代金の額(当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。)又は交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差が多い価額とする。)が四百万円以下の金額の宅地又は建物をいう。以下「空家等」という。)の売買又は交換の媒介であつて、通常の売

## 改正前

## 第一 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者(課税事業者(消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務がある事業者を免除される事業者を除く。)である場合に限る。第三から第五まで及び第七①において同じ。)が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に係る消費税等相当額を含む。)は、依頼者の方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額(当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。)又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいか多い価額とする。)を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・四
二百万円を超えて四百万円以下の金額	百分の四・三三
四百万円を超える金額	百分の三・二四

買又は交換の媒介と比較して現地調査等の費用を要するものについて  
は、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者  
(空家等の売主又は交換を行う者である依頼者に限る。)から受ける  
ことのできる報酬の額(当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下  
この規定において同じ。)は、第二の規定にかかわらず、第二の計算  
方法により算出した金額と当該現地調査等に要する費用に相当する額  
を合計した金額以内とする。この場合において、当該依頼者から受け  
る報酬の額は十八万円の一・〇八倍に相当する金額を超えてはならな  
い。

#### 第八 空家等の売買又は交換の代理における特例

空家等の売買又は交換の代理であつて、通常の売買又は交換の代理  
と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引  
業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者(空家等の売主又  
は交換を行う者である依頼者に限る。)から受けることのできる報酬  
の額(当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において  
同じ。)は、第三の規定にかかわらず、第二の計算方法により算出し  
た金額と第七の規定により算出した金額を合計した金額以内とする。  
ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受  
ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の  
額の合計額が第二の計算方法により算出した金額と第七の規定により  
算出した金額を合計した金額を超えてはならない。

#### 第九 第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

- ① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理  
又は媒介に關し、第二から第八までの規定によるほか、報酬を受け  
ることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金  
に相当する額については、この限りでない。
- ② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免  
除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借  
の代理又は媒介に關し受けることができる報酬の額は、第二から第  
八までの規定に準じて算出した額に百八分の百を乗じて得た額、当

(新設)

#### 第七 第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止

- ① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理  
又は媒介に關し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受け  
ることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金  
に相当する額については、この限りでない。
- ② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免  
除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借  
の代理又は媒介に關し受けることができる報酬の額は、第二から第  
六までの規定に準じて算出した額に百八分の百を乗じて得た額、当

該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

附 則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。